

(案)

和歌山県動物愛護管理推進計画（第3次）  
(令和5年度～令和14年度)

令和5年〇〇月

和歌山県

## 目 次

第1章 基本的な考え方 ······	P1
1. はじめに	
2. 計画改訂の趣旨	
3. 計画の期間及び対象区域	
4. 計画の主体とその役割	
(1) 県の役割	
(2) 市町村の役割	
(3) 飼い主の役割	
(4) 獣医師会の役割	
(5) 動物取扱業者の役割	
(6) 県民の役割	
(7) 和歌山県動物愛護推進協議会の役割	
(8) 動物愛護推進員の役割	
(9) 関係団体・ボランティアの役割	
5. 計画の推進体系	
第2章 動物の愛護及び管理に関する現状と課題 ······	P6
1. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発	
2. 犬・猫の愛護及び管理に関する状況	
(1) 苦情や相談件数	
(2) 収容	
(3) 返還及び譲渡	
(4) 殺処分	
(5) 地域猫対策	
3. 動物取扱業者	
4. 人と動物の共通感染症対策	
5. 災害時の対応	
6. 関係団体等との協働	
第3章 施策の基本方針 ······	P21

第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P22

基本方針I 動物の適正飼養の更なる推進

1. 終生飼養、所有明示、不妊去勢手術の普及
2. 地域猫対策の推進
3. 新しい飼い主を探す取組の推進
4. 特定動物の飼い主の社会的責任の明確化と指導
5. 動物取扱業者等の社会的責任の明確化と指導

基本方針II 県民と動物の健康と安全の確保

1. 人と動物の共通感染症対策の推進
2. 災害への備え
3. 苦情等を減らす取組の推進

基本方針III 連携と協働による推進体制の整備

1. 関係団体等との相互の連携
2. ボランティア活動の支援

動物愛護管理推進計画体系図

第5章 推進計画の進捗管理目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P29

1. 具体的な数値目標
2. その他の数値目標
3. 数値目標の設定理由

## 第1章 基本的な考え方

### 1. はじめに

平成 17 年 6 月に「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「法」という。）が一部改正され、国が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成 18 年環境省告示 140 号。以下、「指針」という。）に基づき、都道府県は動物愛護管理推進計画を定めることとなりました。本県では、平成 20 年 3 月に「和歌山県動物愛護管理推進計画（平成 20 年度から平成 29 年度）」（以下、「第一次計画」という。）を策定しました。

第一次計画に基づき取組を進める中、野良猫への無秩序な餌やり等による生活環境の被害や一向に減少しない猫の殺処分数等の課題を解決するために「不幸な猫をなくすプロジェクト」を開始したことや、県長期総合計画の策定にあわせて新たな数値目標を設定したことから、「和歌山県動物愛護推進計画（平成 29 年度から令和 8 年度）」（以下、「第二次計画」という。）を平成 28 年 3 月に策定し、現在これに基づき施策を進めているところです。

### 2. 計画改訂の趣旨

平成 28 年 3 月、地域の生活環境の保全と猫の殺処分数の削減を図ることを目的に「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」（以下、「条例」という。）を一部改正し、同年 4 月から「不幸な猫をなくすプロジェクト」として、地域猫の不妊去勢手術費用の助成を中心とする地域猫対策への支援やボランティアと協働した譲渡を推進するなどの取組を進めてきました。その結果、猫の殺処分数はプロジェクト開始前に比べ、83% 減少するなど一定の成果が現れています。

一方、国は、第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化や動物愛護管理施策の更なる推進等を目的として、令和元年 6 月に法を、令和 2 年 4 月に指針をそれぞれ改正しました。

それらに加え、第二次計画の策定から 5 年が経過したことから、現状と課題を整理した上で、計画の見直しを行いました。

県では、平成 29 年度から 10 年後の未来を展望した「めざす将来像」を県民に示し、その将来像の実現に向けて取り組む施策の基本的方向を明らかにする「和歌山県長期総合計画」（以下、「長計」という。）を策定しています。この長計の中で、暮らしに癒しや安らぎをもたらす動物の愛護、適正な管理及び殺処分ゼロに向けた取組を強化することで、生活環境との調和を保ち、「人と動物が共生する潤いのある社会」の実現をめざすことを明記しています。本計画を長計の実施計画と位置づけ、具体的な施策体系を構築するとともに進捗状況を確認したうえで、各事務事業の評価を行い、必要に応じて見直しを行うとともに新たな施策を展開することで、「人と動物が共生する潤いのある社会」の早期実現を図っていきます。

### 3. 計画の期間及び対象区域

- 令和5年度から令和14年度までの10年間  
社会情勢の変化等に対応するため、5年後を目途に計画の見直しを行います。
- 対象区域は和歌山県全域  
和歌山市は中核市として、動物の愛護及び管理に関する施策を実施しており、県は和歌山市と連携して計画の目標達成に向けて施策を推進します。

### 4. 計画の主体とその役割

計画の推進については、県民、飼い主、動物取扱業者、動物関係団体、ボランティア、市町村、県など多くの主体が一体となって取り組む必要があります。そのためには、各主体の役割を明確にしたうえで、動物の愛護及び管理に関する施策を各主体の連携・協働により推進し、「人と動物が共生する潤いのある社会」の実現を目指します。

#### (1) 県の役割

県は、動物の収容・返還・譲渡、苦情・相談対応、動物取扱業の登録・届出・監視指導、特定動物の飼養保管許可・監視指導、動物愛護管理に関する普及啓発、人と動物の共通感染症対策、災害時における動物保護管理対策等を実施します。また、市町村、動物愛護団体、動物愛護推進員及びボランティアなどの協力のもと、地域の問題を地域で解決するための仕組みづくりや支援など、本計画全体の着実な進行を図る調整役としての役割を担います。

#### (2) 市町村の役割

市町村には、県と連携した動物愛護管理の普及啓発や狂犬病予防法に基づく犬の登録や鑑札及び注射済票の交付事務等、地域住民に対する直接的な指導等の役割があります。動物愛護管理に関するトラブルの多くは地域のコミュニティの中で起こるものであり、解消するためには、それぞれの地域の実情に応じた対応が必要となります。

#### (3) 飼い主の役割

飼い主には、動物の生態・習性・生理に応じて、動物を生涯にわたり適正に飼養する責任を果たすことが求められます。社会に対する責任として、法令を遵守することはもちろんのこと、所有明示を行い、しつけや衛生及び周辺の生活環境に支障が生じることのないようにすることが求められています。特に、災害時に備えた動物のしつけや餌などの備蓄等は、飼い主自身が動物を守るためにだけでなく、同行して避難した際に、他人に迷惑をかけずに避難所で過ごすために必要

なことです。さらに、地域社会の一員として、動物が地域に受け入れられるよう、主体的に行動することが求められます。

#### （4）獣医師の役割

獣医師は動物の健康についての責任を有するとともに人の健康についても密接に関わる役割を担っており、人と動物が共存できる環境を築く立場にあります。そのため、獣医師の主要組織である公益社団法人和歌山県獣医師会（以下、「獣医師会」という。）は県民が潤いのある豊かな生活を楽しむことができるよう、社会の要請に積極的に応えていくことが望まれます。

また、動物に対する専門的な見地から、人と動物の共通感染症のまん延防止、動物愛護意識の高揚、適正な飼養の推進、災害時の動物保護管理活動に積極的に取り組むとともに、ボランティア等に指導や助言を行うことも求められています。そのためには、日常的に行政と連携を密にし、動物愛護管理施策について協議を重ねていくことが必要です。

#### （5）動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、法令を遵守し、取り扱う動物の適正な飼養や保管等に努めなければなりません。このうち販売業者については、健康な動物を販売するとともに、事業所において生体確認や対面説明を適正に実施し、購入者に対し終生飼養及び適正飼養に関する正しい知識の普及に努める役割があります。

また、販売業者自身も、販売することが困難となった犬猫等について、終生飼養の確保を図らなければなりません。

#### （6）県民の役割

人と動物が共生する社会を実現するためには、愛護の意識を養い、動物を適正に飼養するよう努めるとともに、条例に規定された飼い主のいない猫に餌やりを行う場合のルールを守るなど、県民一人ひとりの動物の愛護や管理に関する施策への理解と協力が不可欠です。地域社会では、動物を飼っている人、動物好きな人のみならず、動物を飼っていない人や苦手な人が混在しているため、お互いの立場の違いを十分尊重し、より良い関係を築いていくよう努めなければなりません。

#### （7）和歌山県動物愛護推進協議会の役割

和歌山県動物愛護推進協議会は、動物愛護に関する知識や見識を有し、県が依頼した委員により構成され、県民と行政が動物に関する課題を共有し、意見交換を行うとともに、動物愛護推進員活動の支援や本計画の進捗状況の確認や施策への提言など、協働して動物愛護管理施策を推進します。

## （8）動物愛護推進員の役割

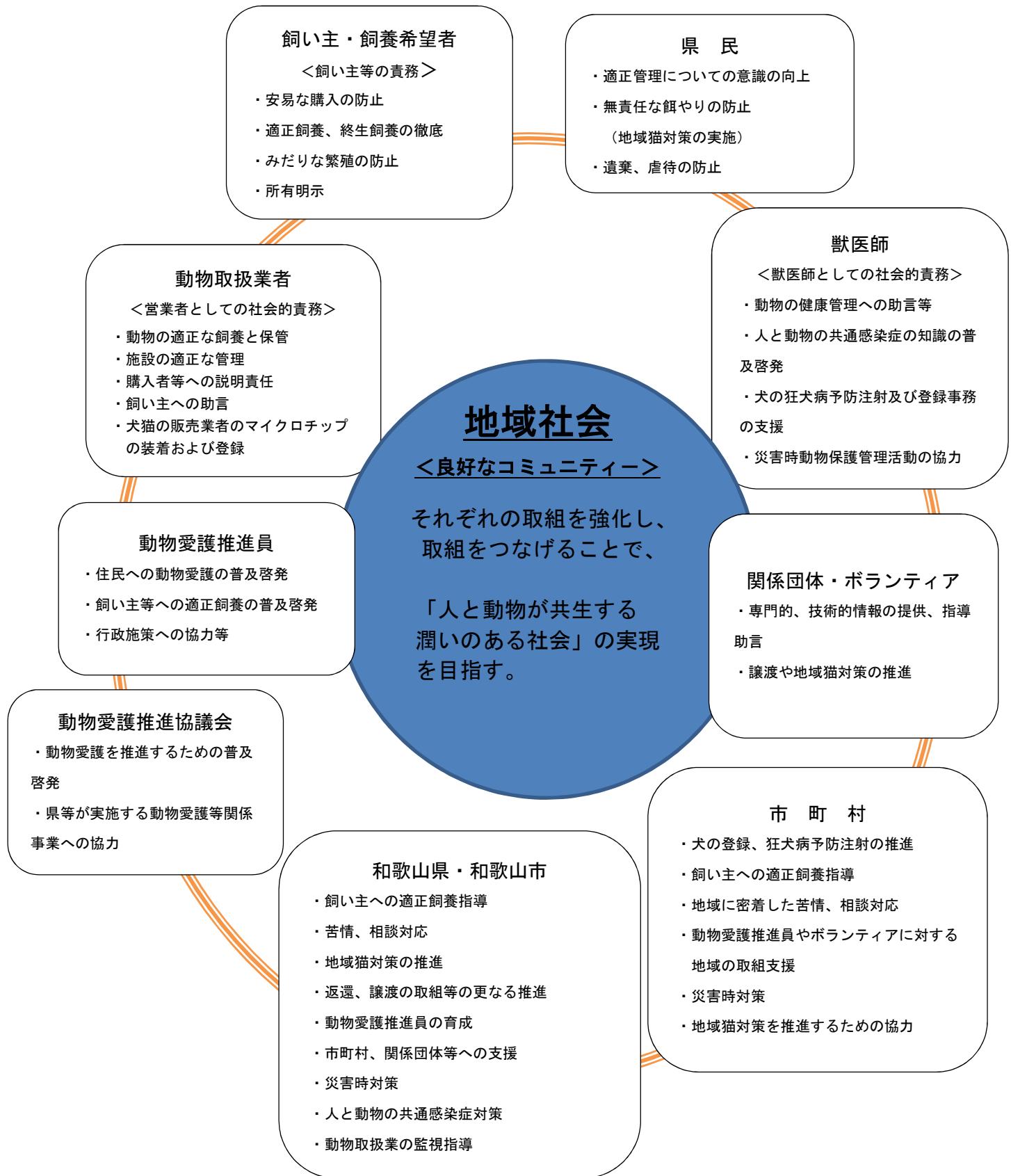
動物愛護推進員は地域における動物愛護の推進に熱意と識見を有する者の中から県が委嘱するもので、本計画を理解し、それぞれが有する知識や経験のもと、行政の取組に協力する役割があります。

また、地域のリーダーとして自ら主体となり動物の愛護と適正な飼養の重要性について地域住民の理解を深める活動や、譲渡を推進する役割も担います。

## （9）関係団体・ボランティアの役割

関係団体やボランティアの役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、とりわけ動物愛護団体は、動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、人と動物が共生する潤いのある社会づくりを牽引することが期待されます。

## 5. 計画の推進体系



## 第2章 和歌山県の動物の愛護及び管理に関する現状と課題 ～ 第二次計画の検証 ～

### 1. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

動物の愛護及び適正な管理を推進するためには、広く県民が、終生飼養の責務、動物の適正な飼養や虐待防止に関して正しい知識と理解を深めることが重要です。このため、県では、動物愛護週間行事や犬・猫の飼い方講習会、小学生を対象とした動物愛護教室「わうくらす」等の取組を関係団体や教育機関と連携して実施するなど、様々な機会を通じて普及啓発を行っています。

特に、平成28年度に条例を一部改正し、飼い猫の所有明示の義務付けや、野良猫に餌を与える際の遵守事項や地域猫対策計画の認定制度を新たに規定しました。それに伴い、条例の改正内容や地域猫対策についてのパンフレットやチラシの配布の他、県内各地で「地域猫対策セミナー」を実施し、地域猫対策の推進に力を入れています。

令和元年2月以降、国内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、飼い方講習会や地域猫対策セミナーなど集合形式の研修等は相次いで開催できなくなり、多くの啓発の機会が失われる事態に陥りました。

一方で、リモートによる飼い方講習会の実施や令和3年度にはWEBを利用した動物愛護フェスティバルの開催など、ICTを活用した新たな形での啓発をスタートする契機になりました。

「わうくらす」の実施校数については、第二次計画の目標として、令和3年度は80校、令和8年度は135校での実施を掲げ、令和元年度は69校で実施するなど計画達成に向けて順調に事業を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、令和2年度、3年度は26校の実施に留まりました。

#### <第二次計画の数値目標>

項目	平成27年度 実績	令和元年度 実績	令和3年度 実績	令和3年度 (5年後目標)	令和8年度 (10年後目標)
わうくらす 実施学校数	19.3% (52/269校)	27.7% (69/249校)	10.5% (26/247校)	30% (80校)	50% (135校)

### <課題> 効果的な普及啓発活動の実施

- 広く県民に普及するためには、動物愛護センターの普及啓発機能の強化や、県下市町村と一体となった普及啓発に取り組む必要があります。
- 効果的な普及啓発の実施には動物の飼い主、獣医師、動物取扱業者、動物愛護団体、動物愛護推進員などの関係者の連携協力の下、様々な機会をとらえて広報活動や教育活動等に取り組むことが求められます。
- 動物の愛護及び適正な管理の普及には、感受性豊かな幼年期からの啓発が効果的であるため、園児や児童を対象とした継続的な取組が必要です。
- 動物愛護について啓発していただける教員や地域の核となるボランティアが不足しているため、人材や団体の育成を支援する必要があります。
- 集合型の研修等が開催できないことを想定し、今後はＩＣＴを活用した啓発を推進していく必要があります。

## 2. 犬・猫の愛護及び管理に関する状況

### (1) 苦情や相談件数 (図 1、2)

#### <現状>

犬についての苦情相談件数は平成 27 年度以前までは年間約 1,500 件で推移していましたが、その後徐々に減少し、令和 3 年度は 950 件と 39% 減少しました。内訳としては、保護の問い合わせが 335 件と最も多く、次いで失踪の問い合わせが 252 件となっています。また、咬傷事故の届出数は、14 件から 35 件の間で推移しています。

一方、猫についての苦情相談件数は増加傾向にありました。平成 27 年度の 2,285 件をピークに減少に転じ、令和 3 年度は 1,490 件と 39% 減少しています。特に猫の引取りについての苦情相談件数は 937 件から 176 件と 81% 減少しました。理由としては、引取りをした猫の多くが殺処分となること、引取る猫の数を減らすためには不妊去勢手術を施すことが効果的であること、また、地域猫対策の認定制度や支援があることなどについて、住民への周知を徹底したことにより、安易な引取りに関係した相談が減少したと考えられます。住民自らが保護した猫の新たな飼い主を探す、地域猫対策の実施を検討するなど、地域の問題として捉え、自らの手で解決しようとする住民が増加していることがうかがえます。

しかしながら、苦情相談件数は減少傾向にあるものの、第二次計画の数値目標として、平成 27 年度比で令和 3 年度は 90% 減、令和 8 年度は 95% 減を掲げておりますが、令和 3 年度の実績は 46% 減と目標を達成できず、令和 8 年度末での目標を達成することも困難な状況にあります。

#### <第二次計画の数値目標>

項目	平成 27 年度 実績	令和 3 年度 実績	令和 3 年度 5 年後の目標数値 90% 減	令和 8 年度 10 年後の目標数値 95% 減
苦情 相談件数	3,836 件	2,440 件 (36% 減)	383 件	200 件



図 1 犬・猫の苦情・相談件数

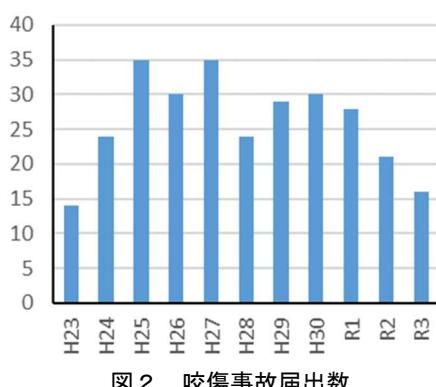


図 2 咬傷事故届出数

## (2) 収容 (図 3、4、5)

### <現状>

平成 27 年度の犬の収容数は 520 匹でしたが、令和 3 年度は 289 匹と 44.4% 減少しました。

一方、平成 27 年度の猫の収容数は 2,579 匹でしたが、令和 3 年度は 1,186 匹と 54.0% 減少しました。平成 28 年度から「不幸な猫をなくすプロジェクト」として地域猫対策を推進し、引取窓口で地域猫対策の啓発を徹底したことにより安易な引取依頼が減少したこと、所有者不明の猫が生息する地域で地域猫対策が実施されるようになったことにより、収容数が減少したと考えられます。

令和 3 年度に収容された犬と猫の割合は、犬が 19.6%、猫が 80.4% となっています。また、収容された猫のうち 78.6% が生後 3 か月未満の子猫で、そのうち 99.7% 以上が所有者不明の子猫であるため、地域猫対策の実施を必要とする地域が未だに多く存在すると考えられます。

飼い主からの引取り相談があった場合には、終生飼養の責務を果たすように飼い主への指導や助言を行っており、安易な引取りの依頼でないか厳格にチェックし、やむを得ない場合にのみ引取りを行っています。飼い主からの引取り数は犬、猫ともに年間 70 匹前後で推移していましたが、犬は令和 3 年度 30 匹と初めて 50 匹以下となりました。

犬・猫を合わせた収容数は、順調に減少しているものの、第二次計画の数値目標として、平成 27 年度比で令和 3 年度は 500 匹 (83.9% 減)、令和 8 年度は 250 匹 (91.9% 減) を掲げておりますが、苦情相談件数と同様に令和 3 年度の目標は達成できておりらず、令和 8 年度の目標達成も困難な状況にあります。

### <第二次計画の数値目標>

項目	平成 27 年度 実績	令和 3 年度 実績	令和 3 年度 (5 年後目標)	令和 8 年度 (10 年後目標)
犬・猫の 収容数※ (保護、引取り数)	犬 520 匹  猫 2,579 匹  合計 3,099 匹	犬 289 匹 (44.4% 減)  猫 1,186 匹 (54.0% 減)  合計 1,475 匹 (52.4% 減)	犬 100 匹 (80.8% 減)  猫 400 匹 (84.5% 減)  合計 500 匹 (83.9% 減)	犬 50 匹 (90.3% 減)  猫 200 匹 (92.2% 減)  合計 250 匹 (91.9% 減)

#### ※収容数

動物愛護法第 35 条第 1 項及び第 3 項に基づく引取り、第 36 条第 2 項に基づく負傷収容、県動物愛護条例第 17 条に基づく収容及び狂犬病予防法に基づく抑留（犬のみ）された犬猫の数の合計。

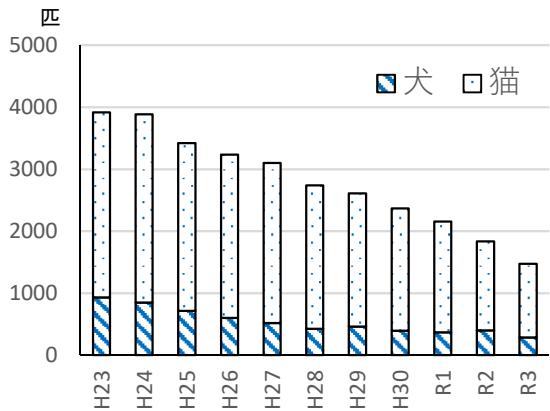


図3 犬・猫の収容数

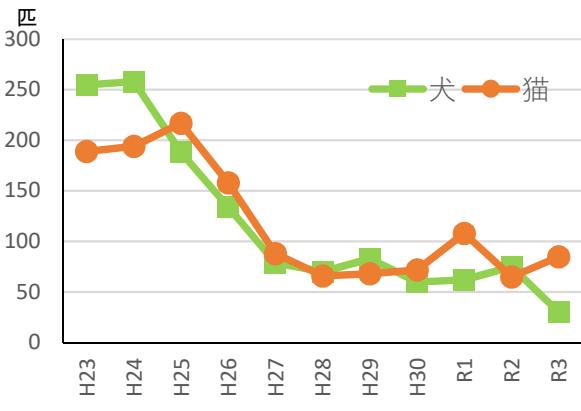
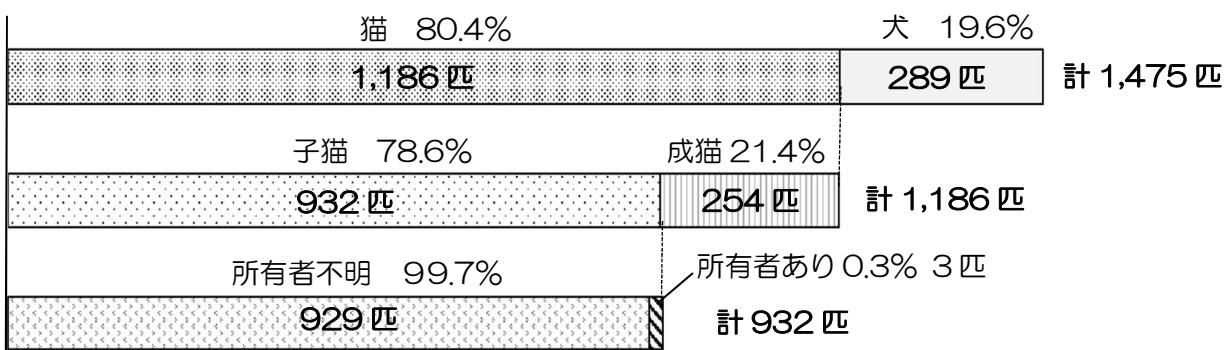


図4 飼い主からの引取り数



$$929 / 1,475 = 63.0\%$$

**和歌山県の犬猫の収容数の 63%が飼い主の判明しない子猫**

図5 収容動物の内訳（令和3年度）

### (3) 返還及び譲渡（図6、7）

＜現状＞

平成27年度の犬の返還・譲渡率（数）は49.2%（256匹）でしたが、令和3年度には90.0%（260匹）と5年間で40.8ポイント増加しました（図6）。

猫の返還・譲渡率（数）は、平成27年度は3.9%（101匹）でしたが、令和3年度には60.5%（718匹）と5年間で56.6ポイント増と大きく増加しました。

法の改正により、令和4年6月から動物取扱業者が販売する犬・猫はマイクロチップを装着することが義務づけられ、併せて一般の飼い主に対しても努力

義務となることが規定されました。しかしながら、令和 3 年度にマイクロチップ登録情報の確認により飼い主が判明した事例は 0 匹であり、マイクロチップの装着が広く普及しているとは言えない状況です。

平成 28 年度から犬猫の譲渡数を増やすため、ミルクボランティア、譲渡ボランティア及び一時預かりボランティアの登録制度を開始しました。ボランティアの協力により、離乳前の個体なども譲渡が可能になり、犬、猫ともに譲渡数が大幅に増加しました。令和 3 年度に譲渡された犬猫のうち、75% が譲渡ボランティアの協力を得て譲渡されたものです。

返還・譲渡率については、第二次計画の数値目標として、令和 3 年度は犬 60%、猫 50% を掲げておりますが、犬、猫ともに目標を達成し、順調に成果を上げています。

#### ＜第二次計画の数値目標＞

項目	平成 27 年度 実績	令和 3 年度 実績	令和 3 年度 (5 年後目標)	令和 8 年度 (10 年後)
犬の返還・ 譲渡率※	49.2% (256 匹)	90.0% (260 匹)	60%	60%
猫の返還・ 譲渡率※	3.9% (101 匹)	60.5% (718 匹)	50%	50%

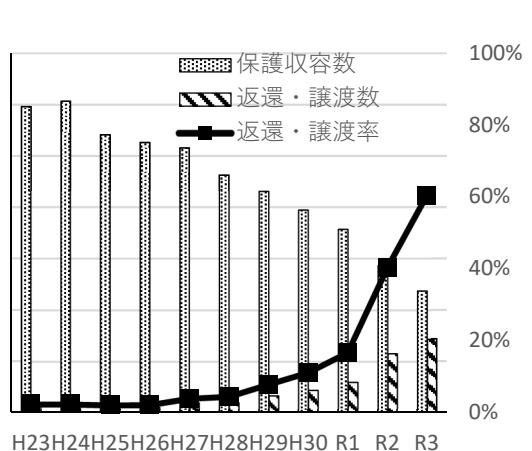
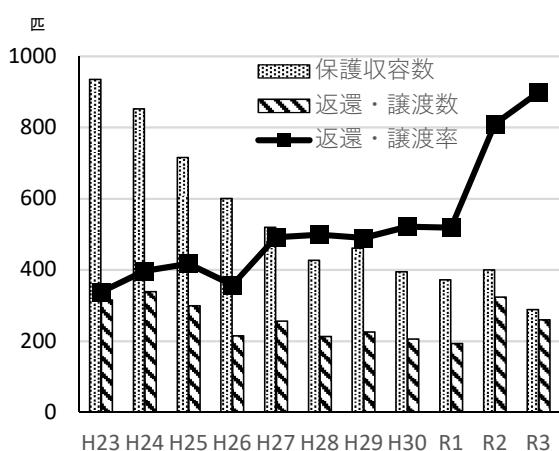


図 6 犬の返還・譲渡数（率）

図 7 猫の返還・譲渡数（率）

#### （4）殺処分数（図 8、9）

##### ＜現状＞

犬の殺処分数は、平成 27 年度は 272 匹でしたが、令和 3 年度は 52 匹と 80.9% 減少しました。猫の殺処分数は、平成 27 年度は 2,478 匹でしたが、令和 3 年度は 422 匹と 83.0% 減少しました。犬猫ともに収容数が減少したことに加えて、譲渡数が大幅に増加したことから、殺処分数が大きく減少しました。

平成 29 年度から環境省の殺処分統計が①譲渡することが適切ではないもの

(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)、②譲渡先が見つからない、収容施設がないことによるもの(①及び③以外の殺処分)、③引取り後の死亡の3つに分類されました。

殺処分数については、第二次計画の数値目標として、殺処分の分類②が「ゼロ」となることを掲げており、令和2年度に初めて達成しました。令和3年度も、同様に「ゼロ」を達成しておりますが、分類①及び③の殺処分数は表の( )内に示すとおり474匹あり、そのうち62.4%は子猫となっております。

#### <第二次計画の数値目標>

項目	平成27年度 実績	令和3年度 実績※※	令和3年度 (5年後目標)※※	令和8年度 (10年後目標)※ ※
犬・猫の 殺処分数 ※	犬 272匹 猫 2,478匹 合計 2,750匹	犬 0匹 (52) 猫 0匹 (422) 合計 0匹 (474)	犬 0匹 猫 0匹 合計 0匹	犬 0匹 猫 0匹 合計 0匹

※ 殺処分数には前年度収容されたものを含む。

※※ 環境省による殺処分の分類②、( )内は分類①及び③の数値

#### 【環境省による殺処分の分類】

分類①：譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）

分類②：①及び③以外の殺処分

分類③：収容後の死亡

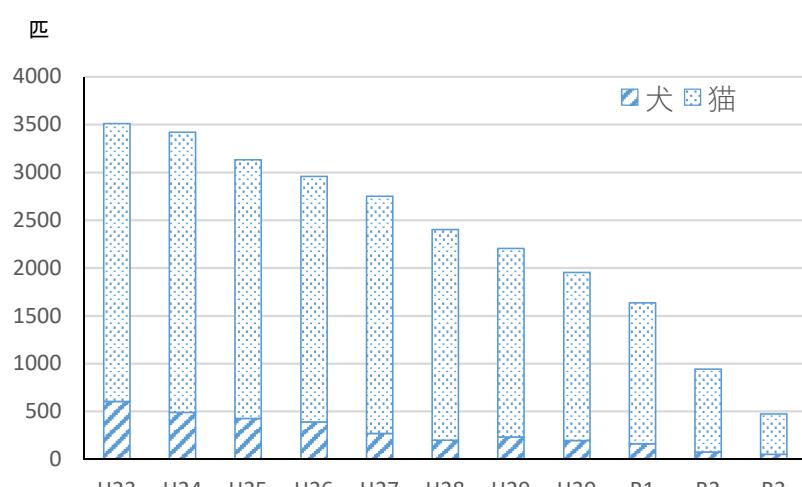
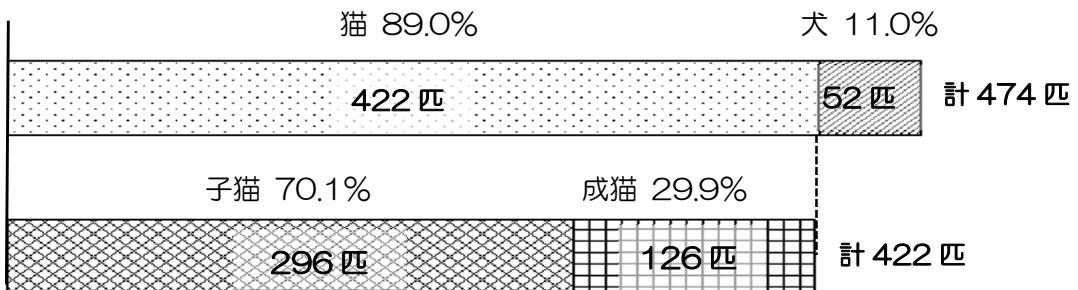


図8 犬・猫の殺処分数



### 和歌山県で殺処分される犬・猫のうち、62.4%が子猫

図9 殺処分される子猫の割合

#### (5) 地域猫対策の推進

##### <現状>

平成28年3月に地域の生活環境保全と猫の殺処分数の削減を図ることを目的に条例を一部改正し、野良猫に餌を与える際の遵守事項を定め、地域猫対策計画の認定制度を新たに設けました。同年4月から、認定を受けた地域猫対策実施者に対して、不妊去勢手術費用の助成や捕獲おりの貸出などの支援を行い、地域猫対策を推進してきました。

その結果、地域猫対策は北山村を除く29市町で実施され、令和3年度末までに779地域、のべ1,946名が地域猫対策を実施しており、5,780匹の猫に不妊去勢手術が施されました。

県内の犬・猫の収容数の63.0%を所有者の判明しない子猫が占めており、猫の収容数を減らすためには野良猫の繁殖制限措置を徹底することが最も効果的であると考えられ、引き続き地域猫対策を推進していく必要があります。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
認定地域数 (市町村数)	72 地域 (15 市町)	74 地域 (19 市町)	92 地域 (21 市町)	154 地域 (29 市町)	210 地域 (29 市町)	177 地域 (29 市町)	779 地域 (29 市町)
取組者数	232 名	216 名	222 名	349 名	483 名	444 名	1946 名
認定地域猫数	468 匹	570 匹	716 匹	1321 匹	1704 匹	1465 匹	6244 匹
不妊去勢手術 実施済猫数	287 匹	506 匹	671 匹	1044 匹	1477 匹	1795 匹	5780 匹

## <課題> 犬、猫の適正な飼養の推進

- 犬、猫の飼い主に対して、飼い犬への所有明示（狂犬病予防法における鑑札及び注射済票の装着義務）、条例に規定する飼い猫への所有明示を徹底させるとともに、法の改正により令和4年6月から新たに一般の飼い主に対してマイクロチップの装着が努力義務化されたことから、マイクロチップ制度が早期に定着するように、広く普及・啓発を図る必要があります。
- 猫の飼い主に対して、引き続き、屋内飼養及び繁殖制限措置を促す必要があります。
- 飼い主が終生飼養の責務を果たすことは当然ですが、やむを得ない理由により飼養を継続できなくなった場合には、「飼い主探し掲示板」の活用や譲渡ボランティアの協力等により、引き続き新たな飼い主探しを支援する必要があります。
- 環境省の殺処分の分類②の数がゼロを達成していることについては、今後も維持し、同分類①及び③についてもできる限り減らす必要があります。譲渡に適さない個体や、収容後に死亡する個体の多くは所有者不明の子猫であることから、引き続き、地域猫対策を推進し、収容数を減らすことで、効果的に殺処分数を減らす必要があります。
- 地域猫対策が各地域において定着・継続していくためには、市町村が積極的に関わりを持つよう協力を求めていく必要があります。  
※ 地域猫対策は単なる猫の擁護ではなく、地域の生活環境を保全することを目的としています。また、野良猫を迷惑動物として排除するのではなく、人と猫とが共生できるまちづくりを目指すものでなくてはなりません。地域の野良猫問題を地域で解決する仕組みづくりは住民自治であり、これを下支えするのが県の役割としています。

### 3. 動物取扱業者

#### <現状>

令和元年に法が一部改正され、動物取扱業の登録を拒否できる規定の追加、犬猫等を販売する場合には対面説明する場所を事業所に限定(令和2年6月施行)、ケージの大きさや従業員当たりの飼養数など具体的な飼養管理基準の設定及び出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制(令和3年6月施行)、犬・猫の繁殖業者等に対するマイクロチップの装着・登録の義務付け(令和4年6月施行)など、動物取扱業者に対する大幅な規制強化が図られました。

また、営利を伴わない第二種動物取扱業においても、第一種動物取扱業と同様の飼養管理基準が準用されることとなりました。

既存の動物取扱業者に新たな規制を遵守させるためには、監視指導を強化するだけではなく、研修会や施設に立ち入る際に最新の情報や遵守すべきポイントを周知するなど、効率的かつ効果的な監視指導を行い、事業者に主体的な取組みを促進させが必要です。

なお、県内の第一種動物取扱業の令和3年度末(令和4年3月末)の登録数は573(表1)、第二種動物取扱業の届出数は30(表2)でした。

表1 第一種動物取扱業の業種別登録数(令和4年3月末)

販売	保管	貸出	訓練	展示	譲受飼養	競り あっせん	登録計
211	260	13	45	41	3	0	573

表2 第二種動物取扱業の業種別届出数(令和4年3月末)

譲渡	保管	訓練	貸出	展示	届出計
12	7	1	4	6	30

#### <課題> 動物取扱業者の監視指導

- 飼養管理基準など犬猫の動物取扱業者に新たに課せられた規制が適正に遵守されるように監視指導を強化する必要があります。
- 動物取扱業者に新たな規制を遵守させるためには、最新の情報をもって効率的かつ効果的な監視指導を行い、事業者の主体的な取組を促進させが必要です。

#### 4. 人と動物の共通感染症対策（図 10）

##### ＜現状＞

人と動物に共通する感染症としては、狂犬病、オウム病、猫ひつかき病等様々なものが知られています。

中でも、狂犬病は人が感染した場合に発症後の有効な治療法はなく、世界で毎年数万人が死亡する感染症で、人への感染の多くは感染した犬に咬まれることが原因となるため、特に犬での予防対策が重要となります。犬の狂犬病は日本で昭和 31 年以降発生していませんが、平成 5 年には韓国で、平成 25 年 9 月には台湾で発生し、日本でも発生が危惧されているところです。

現在、狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録と年 1 回の狂犬病予防ワクチンの接種が義務付けられているものの、県内の接種率は 60% 台と低い水準となっています。WHO（世界保健機関）のガイドラインによると、狂犬病に罹患した動物が国内に侵入した際にまん延を防止するためには接種率を 70% 以上に維持する必要があるとされていますが、本県ではそれを下回っている状況にあります。

法の改正により令和 4 年 6 月から動物取扱業者が販売する犬・猫はマイクロチップを装着することが義務化されたと同時に、市町村長の求めがある場合には、マイクロチップを鑑札とみなす規定（以下、「狂犬病予防法の特例制度」という。）が設けられました。この狂犬病予防法の特例制度は、すべての市町村が参加することにより飼い主の利便性が向上し、未登録犬の削減や予防注射接種率の向上などの効果が期待されますが、令和 5 年 2 月時点で狂犬病予防法の特例制度に参加している市町村は 5 町に留まっています。

また、狂犬病が発生した場合には、迅速に疫学調査を行い、まん延防止対策を講じるためにも犬の分布を正確に把握しておく必要があります。そのためには飼い主に登録の義務を遵守させなければなりません。

狂犬病予防ワクチンの接種率については、第二次計画の数値目標で、令和 3 年度に 75% 以上を掲げておありますが、令和 3 年度の接種率は 62.5% と目標は達成しておりません。

また、動物由来感染症の発生動向を確認するため、県内で感染事例が散見され、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、身近な動物から感染する回虫症等の保有状況調査を行っています。

##### ＜第二次計画の数値目標＞

項目	平成 27 年度 実績	令和 3 年度 実績	令和 3 年度 (5 年後目標)	令和 8 年度 (10 年後目標)
狂犬病予防ワクチン 接種率	62.5%	62.5%	75% 以上	75% 以上

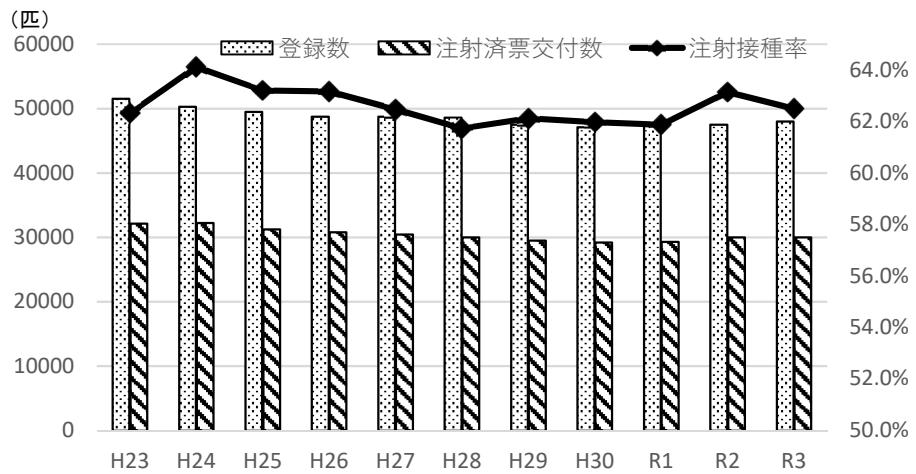


図10 犬の登録数、注射済票交付数及び狂犬病予防注射接種率

#### <課題> 人と動物の共通感染症のまん延防止対策と情報提供

- 狂犬病予防法で義務付けられている飼い犬の登録、毎年一回の狂犬病予防ワクチンの接種、鑑札と注射済票の首輪への装着については、市町村と連携して、すべての飼い主に実施を遵守させる必要があります。  
今後より一層、獣医師会、動物取扱業者及び動物愛護推進員と連携し、動物病院を受診する際や動物販売時の説明など、あらゆる機会を捉えて、飼い犬の登録と狂犬病予防ワクチンの接種の必要性を啓発する必要があります。
- ワンヘルス（※）の理念のもと、関係団体等と連携し、人と動物の共通感染症の発生動向を的確に把握し、まん延防止のため速やかな対応をとることが求められています。動物由来感染症予防対策検討会を開催し、身近な動物の病原体保有状況について分析を行い、県民が感染した際に適切な医療を受けられるよう医療関係者への情報提供及び県民に対して発生状況や予防方法等を正しく理解してもらうための情報発信の体制を整備する必要があります。

※ワンヘルスとは・・・

人と動物を取り巻く環境は、生体系の中で相互に連携し、影響し合う一体のものであることから、人と動物の健康及び環境の健全性が一つのものであるという理念。

## 5. 災害時の対応

### <現状>

飼い主は災害時においても、自らの安全を確保しつつ、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなくペットを適正に飼養管理する責務があります。

す。特に発災直後の対応は、自分で自分の身を助ける「自助」が基本となることから、狂犬病予防法の遵守、所有明示、しつけ、健康管理、餌などの備蓄等、ペットと一緒に避難（以下、「同行避難」という。）するために必要な備えについて、飼い主に広く周知することが重要です。

東日本大震災や紀伊半島豪雨の発生を教訓に、県が市町村に働きかけた結果、令和3年12月現在、すべての市町で、地域防災計画もしくは避難所運営マニュアルの中に、同行避難に関する内容が明記されました。明記された内容を円滑に運用するためには、定期的に実施される避難訓練などを通じて受入体制を確認、検証するなど、引き続き市町村に対して働きかける必要があります。

県地域防災計画では、災害時動物救援本部の設置や危険動物の逸走防止、被災した飼い主の動物については、被災者支援の一環として災害時動物救援本部を中心に動物保護管理活動を行うことが規定されています。令和3年12月、災害時の動物保護管理活動が円滑に実施できる体制を整備することを目的に、獣医師会との間で「大規模災害時における動物保護管理活動に関する協定」（以下、「災害時協定」という。）を締結しました。

#### ＜課題＞ 災害への備え

- 平時からの準備として、狂犬病予防法の遵守、同行避難に必要なしつけ（安全かつ速やかに避難できるように、また、避難所において周囲に迷惑をかけないように、普段から飼い主がきちんとコントロールできること）と健康管理、所有明示、餌やキャリーバック等の備えについて、リーフレット、ホームページ、広報誌や回覧板等を活用し、あらゆる機会を通じて飼い主に啓発する必要があります。
- 災害時には、避難所においても自らの動物を管理する責任が飼い主にあることを周知するとともに、平時から、近隣住民の理解と協力が得られるよう適正な飼養に努め、自治会など地域コミュニティ全体で同行避難について意識の共有を図る必要があります。
- 避難訓練を通じて、避難所管理者と飼い主、他の住民が、避難所における動物の飼養管理の問題点を整理して、予め解決策を話し合っておく必要があります。
- 避難所における動物の保護管理活動に協力してくれるボランティアと避難所管理者の調整役となるコーディネーターを育成する必要があります。
- 他の自治体や動物愛護団体、ボランティア等の支援を受けて、被災者が生活を再建するまでの間の保護管理体制を整備しておく必要があります。

## 6. 関係団体等との協働

<現状>

### (1) 和歌山県動物愛護推進協議会

県では動物愛護推進協議会を毎年2～3回開催し、動物愛護管理に関する状況や課題を協議会委員と共有するとともに、動物愛護管理施策についての意見や提言、さらには本計画の進捗状況の確認など、動物愛護管理行政を協働して進めています。

### (2) 和歌山県動物愛護推進員

動物愛護推進員は、動物愛護の推進に熱意と識見を有する約110名の方に委嘱しています。動物愛護週間行事等の各種施策に協働して参加する他、自ら主体となり動物の愛護と適正な飼養の重要性について地域住民の理解を深める活動を行っています。県の広報不足等により、県民の動物愛護推進員に対する認知度が低いという課題があります。

### (3) 獣医師会

県内獣医療に携わる獣医師を会員とする公益法人であり、動物愛護思想の普及啓発事業である動物愛護週間行事「動物愛護フェスティバル」の開催をはじめ、狂犬病予防対策、地域猫対策の支援、負傷動物への処置等、動物愛護管理施策全般にわたり行政と協働した取組を行っています。

令和3年12月、県との間で災害時協定を締結し、災害対策においても重要な役割を担っています。

### (4) その他関係団体等

ボランティアや関係団体は、「わうくらす」等の動物愛護教室、地域猫対策の支援や譲渡会等の動物愛護管理施策へ協働して取り組むとともに、動物愛護管理に関する活動を行っています。

### <課題> 関係団体等との協働の推進

- 関係団体等がそれぞれの役割を理解したうえで、県内各地で動物の愛護や適正な飼養を普及させるための啓発活動が活発に行われるよう、連携を一層強化する必要があります。
- 動物愛護推進員制度及び推進員の活動が県民に広く認知されるような取組を進めるとともに、地域のリーダーや身近な相談員として、住民からの相談対応、飼い方に対する助言など適正飼養の啓発活動をよりスムーズに行えるように、推進員同士の情報を共有し連携を強化することが必要です。また、多様な分野や違った観点を持つ人にも参加していただくなど、より多くの推進員を募り県民の多様な要望に応える必要があります。
- これまでの協働先に加え、地域で独自に活動しているボランティア団体についても、より良い関係を築き協働を進める必要があります。

### 第3章 施策の基本方針

本計画では、「動物の適正飼養の更なる推進」、「県民及び動物の健康と安全の確保」、「連携と協働による推進体制の整備」の3つを基本方針とし、これに基づき、「収容数の減少」、「苦情等の減少」、「地域活動の充実」を達成する取組を県民、飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、ボランティア、市町村、県など、それぞれの主体が担う役割を果たすとともに、各主体が相互に連携・協働して取組を一層強化していくことで、人と動物が共生する潤いのある社会を実現します。

#### 基本方針I 動物の適正飼養の更なる推進

少子高齢化社会の進行やペットブームによる動物愛護意識の一層の高まりにより、動物が単なるペットではなく「家族の一員」として受け入れられるようになってきています。反面、不適正飼養による近隣住民などとのトラブルが後を絶たないのも事実です。動物が家族という枠だけにとどまらず、地域社会の中で人と動物が共生していくためには、飼い主が社会的な責任を持ち秩序を保って、動物が「地域社会の一員」として受け入れられることが重要です。

今後は、動物を飼っている人、動物好きな人のみならず、動物を飼っていない人や苦手な人も共感できる施策を、学校、地域、家庭等において展開し、動物が「地域社会の一員」として受け入れられるようにします。

#### 基本方針II 県民と動物の健康と安全の確保

狂犬病を始めとする、人と動物の健康を脅かす共通感染症に関する理解を深め、飼い主が、飼養施設の衛生管理、予防ワクチンの接種、動物と接触した後の手洗いの励行等の感染予防が徹底されるよう、啓発します。

また、震災等の災害時には、被災者を支援するための動物保護管理活動が円滑に行われるよう体制を整備します。また、避難所への同行避難が一般的になる中、すべての飼い主が同行避難するための備えを万全にするとともに、避難所において動物が受け入れられ、飼い主自身が責任を持って飼養管理できるようにします。

#### 基本方針III 連携と協働による推進体制の整備

動物愛護管理施策の展開を図っていくためには、県及び市町村、獣医師、動物愛護推進員、ボランティア、動物取扱業者、関係団体、教育機関等の適切な役割分担のもとにネットワークをさらに緊密なものとする必要があります。県及び和歌山市の連携、関係団体等との協働及び法第39条に規定される動物愛護推進協議会の開催を通じ施策の推進を図ります。

## 第4章 施策の展開【具体的な施策】

### 基本方針 I 動物の適正飼養の更なる推進

～不幸な猫をなくすプロジェクト事業をはじめとする施策の展開～

#### 1. 終生飼養、所有明示、不妊去勢手術の普及

- (1) 未就学児を対象に行う動物愛護教室、児童を対象に行う「わうくらす」や飼い方教室等において、動物の終生飼養をより一層啓発します。特に「わうくらす」は、教育機関との連携を強化し、カリキュラム内容を含めた実施方法等の工夫を行い、割り当てられた時間に応じた実施に努めるとともに実施校数の増加を図ります。
- (2) 販売業を営む第一種動物取扱業者に、顧客への説明義務（終生飼養、所有明示、不妊去勢手術の重要性）を徹底するよう指導します。
- (3) 所有者からの犬・猫の引取りについては、相当の事由がないと認められる場合には原則、引取りを拒否します。
- (4) SNSによる「迷い犬・猫情報」の周知を行い、返還率の向上を図ります。また、「新しい飼い主探し掲示板」の拡充を行い、飼い主の終生飼養義務の徹底を図ります。
- (5) 犬の飼い主へ犬鑑札・注射済票の装着など、義務を徹底させるとともに、猫の飼い主へ迷子札等の所有明示を徹底させます。また、法の改正により新たに規定されたマイクロチップの装着制度が速やかに定着するよう、マイクロチップの有用性について普及・啓発します。
- (6) 猫の飼い主に屋内飼養及び不妊去勢手術の実施を普及推進します。

#### 2. 地域猫対策の推進

- (1) 県は、地域猫対策の実施者と地域住民間のコーディネイト役として積極的に関わるとともに、ボランティア、地域住民及び市町村と連携・協働して地域猫対策を推進します。
- (2) 地域猫対策をサポートできる動物愛護推進員を増員し、対策を行う地域の拡充に努めます。
- (3) 地域猫対策計画の認定を受けた実施者に不妊去勢手術費用の助成等の支援を行います。
- (4) 自治会等で地域猫対策が浸透するように積極的な働きかけを行います。
- (5) 各地域において地域猫対策が定着・継続していくためには、市町村の役割が重要であり、費用面を含めた積極的な取組みがなされるように働きかけを行います。

### 3. 新しい飼い主を探す取組の推進

- (1) 広報媒体や SNS 等を活用し、情報発信の機会をより一層増やすことにより、犬・猫の譲受けを希望する県民が増加するよう努めます。
- (2) 動物愛護センターから譲り受けた犬・猫を飼養しながら新たな飼い主を探していただく譲渡ボランティアの登録者数を増やします。
- (3) 動物愛護センターで管理することが難しい離乳していない犬・猫を一定の期間、預かって飼養し、譲渡につなげるミルクボランティアの登録者数を増やします。
- (4) 動物愛護センターが実施する譲渡会について、一般の方が参加しやすい場所で多く開催できるように関係団体等との協働を進めます。

### 4. 特定動物の飼い主の社会的責任の明確化と指導

特定動物による危害の防止を図るため、適正な飼養方法や飼養施設の管理、個体識別の実施、逸走の防止等が徹底されるよう、飼い主及び管理責任者を指導します。

### 5. 動物取扱業者等の社会的責任の明確化と指導

- (1) 第一種動物取扱業のうち、販売業者にあっては、動物の適正な飼養や展示、事業所における購入者に対する対面での説明及び生体確認、さらに、犬猫等販売業者にあっては新たに設けられた飼養管理基準、マイクロチップの装着、販売日齢の遵守、定期報告等が適正に行われるよう、監視指導を強化します。
- (2) 第二種動物取扱業者に対し、動物の適正な飼養や譲渡等が行われるよう、監視指導を行います。
- (3) 実験動物取扱い関係者の把握に努め、災害時対策等も含めた自主的な指針等の整備、「3Rの原則」<sup>\*</sup>及び実験動物の飼養保管等の基準遵守を周知し、管理者による自主衛生管理の推進を図ります。  
※ 「3Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement)
- (4) 動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在り方については、産業動物の担当部局や団体等の協力を得て、関係者に対し周知を図ります。

## 基本方針Ⅱ 県民と動物の健康と安全の確保

～感染症、災害等の危機管理への対応～

### 1. 人と動物の共通感染症対策の推進

- (1) 市町村、獣医療関係者、動物取扱業者、動物愛護推進員との連携をより強化し、すべての飼い犬に狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防ワクチンの接種を一層推進するとともに、犬鑑札及び注射済票の装着の周知を徹底します。
- (2) 狂犬病予防法の特例制度に全市町村が参加することで、未登録犬が減少し、予防注射実施率が向上すると考えられることから、市町村が円滑に制度に参加できるように呼びかけます。
- (3) 狂犬病の発生時に備えた初動及びまん延防止体制の整備を行います。
- (4) 動物の健康管理についての重要性を普及啓発し、人と動物の共通感染症の動態把握に努めます。また、感染症の発生が危惧される場合には、予防対策に加えて発生状況を県民に情報提供します。
- (5) 動物由来感染症予防対策検討会を開催し、身近な動物の病原体保有状況について分析を行い、人が感染した際に適切な医療を受診できる体制を構築するため、医療関係者に対する情報の提供や県民に対して感染症の分布状況及び予防方法等を啓発します。

### 2. 災害への備え

- (1) すべての飼い主が同行避難する際に必要なしつけ（安全かつ速やかに避難できるように、また、避難所において周囲に迷惑をかけないように、普段から飼い主が適切にコントロールできること）と健康管理、所有明示、餌やキャリーバック等の備えを平時から行うよう、リーフレット、ホームページ、広報誌や回覧板等を活用し、あらゆる機会を通じて啓発します。
- (2) 平時から、近隣住民の理解と協力が得られるよう適正飼養に努め、災害時には、避難所でも自らの動物を管理する責任が飼い主自身にあることを周知するとともに、自治会などの地域コミュニティ全体で同行避難に関する意識を共有できるように指導します。
- (3) 市町村に対して、避難訓練等を通じて、避難所管理者と飼い主、その他の住民が、避難所における動物の飼養管理の問題点を整理して、解決策について話し合う機会を設けるように助言します。
- (4) 県は、避難所での動物保護管理活動に協力いただけるボランティアと避難所管理者の調整役となるコーディネーターを育成するための研修会を開催します。
- (5) 災害時協定を締結した獣医師会と協力し、災害時の対応についての研修

会や訓練を行います。

- (6) 県外の自治体や動物愛護団体、ボランティア等の応援を受けて、被災者が生活を再建するまでの動物保護管理体制を整備します。

### 3. 苦情等を減らす取組の推進

- (1) 動物の適正な飼養を推進するため、法令に基づく遵守事項を広く周知したうえで、飼い主の社会的な責任を明確にし、飼い主としての義務を果たすことを促すとともに、不適正な飼養等を行っている飼い主に対しては、改善の指導を行います。
- (2) 条例に規定する野良猫への餌やりのルールに基づき、ルールに従わない給餌者に対しては改善の指導を行います。
- (3) 県は地域で野良猫を管理する地域猫対策を推進するため、条例に基づき計画的に実施される地域猫対策を認定するとともに、認定した対策の実施者に対して、不妊去勢手術費用の助成をはじめとした支援を行います。
- (4) 動物（外来動物を含む）の安い飼養や遺棄を防止するため、動物取扱業者を介した周知・啓発に努めます。
- (5) 遺棄防止を図るため、関係団体等と連携し、マイクロチップの普及を推進します。

### 基本方針III 連携と協働による推進体制の整備

～効果的に施策を展開するための連携・協働の強化～

#### 1. 関係団体等との相互の連携

##### (1) 獣医師会との連携

犬の登録、狂犬病予防注射の実施を始め、地域猫対策における不妊去勢手術の実施や動物愛護週間行事の共催など、狂犬病予防ならびに動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を連携して実施します。

##### (2) 感染症担当部局との連携

人と動物の共通感染症については、人の感染症予防対策の観点からも重要であるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を所管する部局と連携し、施策を推進します。

##### (3) 野生動物担当部局との連携

野生動物の関係法令には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」等があ

り、これらの法律を所管する部局と連携して対策を講じます。

(4) 文化財担当部局との連携

天然記念物として指定されている動物の関係法令としては、「文化財保護法」があり、法律を所管する部局と連携して対策を講じます。

(5) 産業動物担当部局との連携

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に沿って飼養されるよう、産業動物担当部局と連携して指導します。

(6) 教育機関等との連携

幼児・少年期の子供を対象とした動物の愛護意識の普及啓発を効果的に進めるためには、幼稚園・保育所及び小中学校を所管する教育担当部局の協力が不可欠です。今後より一層、教育機関との連携を強化し、教育現場での動物愛護の啓発事業実施と適正な取り扱いについて推進します。

(7) 市町村との連携

地域の実情に応じた効果的な動物愛護意識の普及や適正な飼養管理を推進するためには、各市町村との連携が重要です。特に、住民の生活環境被害防止を目的とした地域猫対策を地域で定着・継続させるためには、市町村が積極的な関わりを持つことが重要といえます。また、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施にかかる業務、発災時の避難所における動物の飼養管理体制の整備など、市町村が主体となる事業についても、県は市町村と連携して取組を進めます。

(8) 警察との連携

県民に対して動物の遺棄や虐待が犯罪であることについて、ポスター等を通じて広く周知するとともに、警察と連携し啓発を行い、遺棄及び虐待防止の徹底を図ります。特に、悪質な放し飼いや咬傷事故、虐待や遺棄が疑われる事例等に対して、事故現場や動物の飼養場所への同行を依頼するなど、警察と連携して対応します。

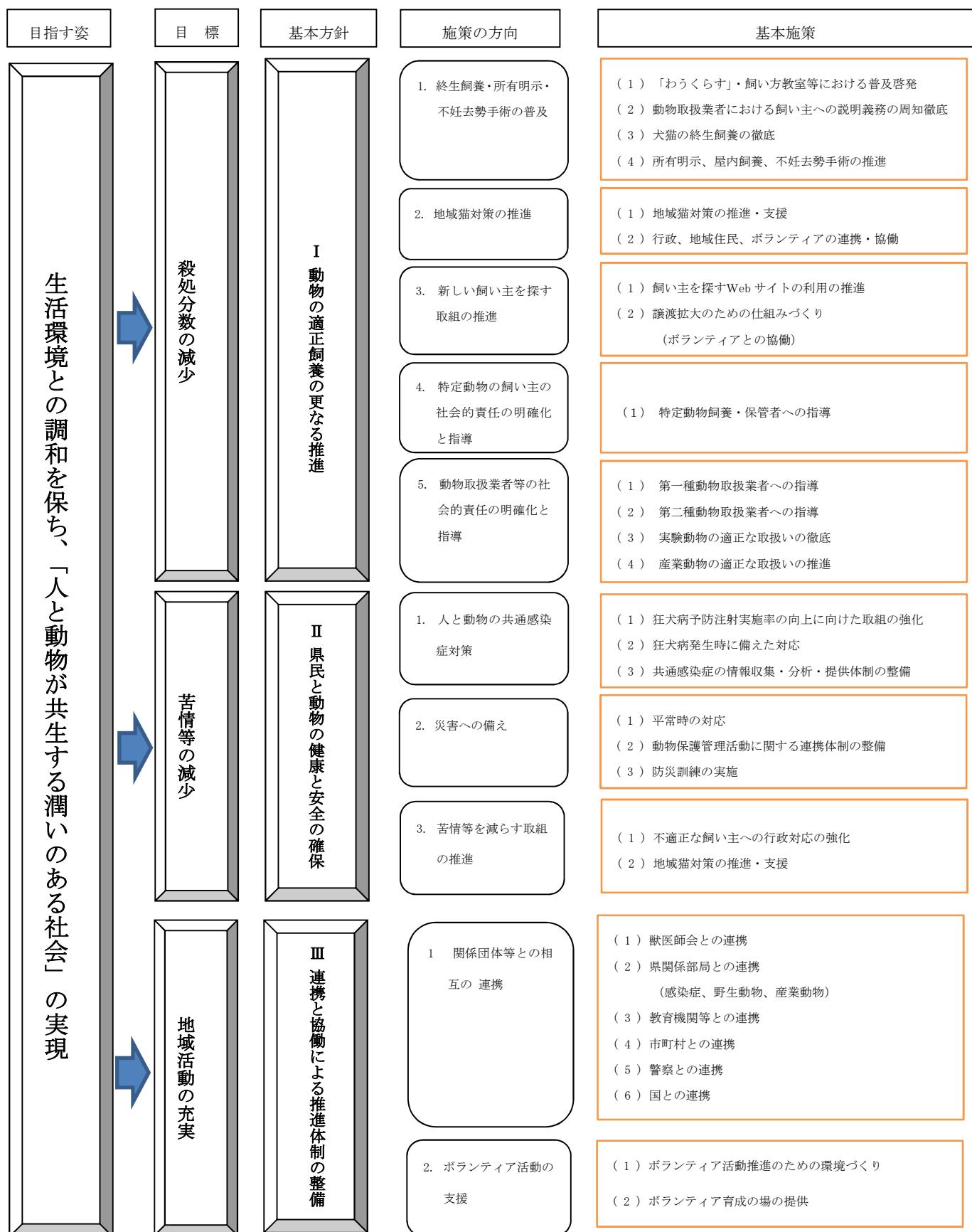
(9) 国等との連携

環境省や、厚生労働省等と連携を図りながら、各種施策を推進します。特に動物取扱業での法令違反事例が発生した場合や、災害その他非常の場合にも、近隣自治体の協力のもと、自治体間で相互に迅速かつ円滑に応援が実施されるように、平時から体制について協議し、整備に努めます。

## 2. ボランティア活動の支援

- (1) ボランティア活動に関する情報を発信し、「わうくらす」や地域猫対策、災害時の動物保護管理活動をサポートしていだだくボランティアの発掘と育成を積極的に行います。
- (2) ボランティア同士の連携を強化するため、情報や意見の交換ができる機会を設けます。
- (3) 各地域における活動を活発にするため、各保健所管内を単位として動物愛護推進員と市町村担当者の連絡会等の機会を毎年設定し、地域の問題を共有し解決策を協議します。
- (4) 県民の動物愛護推進員に対する認知度を高めるため、動物愛護推進員の活動内容等の情報を発信します。

## 和歌山県動物愛護管理推進計画 体系図



## 第5章 推進計画の進捗管理目標

### 1. 具体的数値目標

目標とする数値については、これまで実施してきた成果を考慮の上、設定しました。

＜策定後から 10 年後の数値目標＞

項目	令和 3 年度 実績	令和 9 年度 (5 年後)	令和 14 年度 (10 年後)
犬・猫の収容数 ※1	犬 289 匹  猫 1,186 匹  合計 1,475 匹	犬 20 匹 (93.1%減)  猫 200 匹 (83.1%減)  合計 220 匹 (85.6%減)	犬 20 匹 (93.1%減)  猫 200 匹 (83.1%減)  合計 220 匹 (85.6%減)
犬の 返還・譲渡率	90.0% (260 匹)	90% (18 匹)	90% (18 匹)
猫の 返還・譲渡率	60.5% (718 匹)	70% (140 匹)	70% (140 匹)
犬・猫の 殺処分数 ※2	犬 52 匹 (0)  猫 422 匹 (0)  合計 474 匹 (0)  ※3	犬 2 匹 (0)  猫 60 匹 (0)  合計 62 匹 (0)  ※3	犬 2 匹 (0)  猫 60 匹 (0)  合計 62 匹 (0)  ※3
苦情相談件数 ※1	2,440 件	700 件 (71.3%減)	220 件 (87.7%減)
「わうくらす」 実施率※4	10.5% (26 校)	30% (74 校)	50% (124 校)
狂犬病予防注 射接種率	62.5%	75%以上	75%以上

※1 犬・猫の保護、引取り数 苦情相談件数は対平成 27 年度比

※2 殺処分数には前年度保護、引取りされたものを含む。

※3 環境省の殺処分分類①及び③に準じたもので、収容数及び譲渡率の目標値を達成した場合の数値。（ ）内は同分類②の数値を参考に示したもの。

※4 「わうくらす」実施率は、県内の全小学校数（247 校）に占める年間実施校数の比率

## 2. その他の数値目標

- (1) 特定動物飼養・保管施設監視率 毎年 100% 8 施設
- (2) 動物取扱業にかかる施設監視を計画的に実施
  - ・第一種動物取扱業の種別のうち、飼養施設を有する販売、展示及び譲受飼養事業所は、年 1 回以上の監視を行う。
  - ・第二種動物取扱業の種別のうち、飼養施設を有する譲渡及び展示事業所は、年 1 回以上の監視を行う。
  - ・その他の取扱業については、2 年に 1 回以上の監視を行う。

## 3. 数値目標の設定理由

### (1) 犬・猫の収容数の削減

飼い猫の屋内飼養及び不妊去勢手術の普及、これまで推進してきた地域猫対策の効果を考慮し、これまでの収容数の推移などから、目標値を設定しました。

動物愛護の観点から収容している負傷収容数（路上などで負傷している犬猫の収容数）をこれ以上減らすことのできない下限値と想定し、220 匹（犬 20 匹、猫 200 匹）を目標値とし、令和 9 年度までに達成し、以降、それを維持することとしました。

### (2) 犬・猫の返還・譲渡率の向上

現在、健康上、大きな問題がない個体等、譲渡が可能な犬猫は全て新しい飼い主に譲渡しており、今後、譲渡率が大きく向上することは困難であると考えられますが、犬鑑札及び注射済票の首輪への装着や飼い猫の所有明示の徹底、ミルクボランティアや譲渡ボランティアとの協同に加え、地域猫対策の推進の効果などから、目標値を設定しました。

犬については令和 3 年度実績の 90% を引き続き維持し、猫については地域猫対策の推進により幼弱な子猫の収容割合が減少することで、収容数に占める譲渡可能な個体の割合が増えることを考慮して、令和 3 年度実績より 10 ポイント高い 70% を目標値とし、令和 9 年度までに達成し、以降、それを維持することとしました。

### (3) 犬・猫の殺処分数の削減（P12 環境省による殺処分の分類に基づく数値）

収容数の減少、返還・譲渡率の向上により、殺処分分類①及び③を削減することとし、収容数及び返還・譲渡率の目標値が達成された場合を想定した数値を目標値としました。また、殺処分分類②の匹数ゼロについては引き続き維持していきます。

### (4) 苦情相談件数の減少

第二次計画の目標値を達成していいないため、飼い猫の屋内飼養及び不妊去勢手術の普及と地域猫対策を推進することで生活環境被害が減少することに加えて、これまでの苦情相談件数の推移などから目標値を設定しました。

### (5) 「わうくらす」年度別実施率（実施学校数／全学校数）の増加

新型コロナウイルス感染症の影響により第二次計画の目標値を達成していないため、引き続き第二次計画と同じ目標値を設定しました。

(6) 狂犬病予防注射実施率の75%以上の確保

第二次計画の目標値を達成していないため、引き続き第二次計画と同じ目標値を設定しました。